編集所　和歌山市小松原通一丁目
和歌山県企画震報課
編集印刷
発行人　中村三雄
印刷所　和歌山県印刷所
印刷　1日11日21日発行
定価一部2円50錢

交通事故をなくしましょう
人は右
車は左

琉球見本市開催
物産の紹介と取引の促進へ

和歌山県琉球見本市は、十一月下旬から十二月上旬にかけて、那覇市内の繁華街にある三共百貨店催場で開催されることになつた。

出品物は漆器、和傘、ネル、靴下、織維雑品、帯類、梅干、罐詰、棕櫚製品、シール織物、同製品、食料品、雑貨等この見本市の市場にマッチした県内特産品約四千六百点（八十三社）で、琉球島内の有名問屋商社約百五十社を招待して実質的な取引をあげる。

この見本市開催に当つては琉球政府、琉球商工会議所から非常に好意的な援助をうけているが、本県から宮田商工課長並びに係員を現地に派遣して積極的な斡旋業務を行うとともに、メーカーの希望する市況調査と、今後の取引上の参考にするため、大阪貿易の中継地となつている沖縄の市況調査を綿密に行つて来ることになつている。

琉球と本県とは古くから物資の交流が行われ、織維製品、和傘、食糧品等の県特産品が大量に移出（旧沖縄県）されておつたが、戦後は米国軍政下にあつてその輸出においておのずから制約をうけ、活潑な貿易が行われていはなかつたのである。しかし昭和二十四年から民間貿易の開始によつてその輸出実績も漸く活発化している。

琉球は内離島含めて百万人程度の人口であるが年間約三千万ドルの購買力があり、次のような諸条件は中小メーカーの多い本県にとつては、きわめて有望な市場と考えられ、今度のこの見本市を県内メーカーの要望にこたえ必ず相当の成果があるものと期待される。

琉球貿易における諸条件

一、ドル地域であり輸入ライセンス（輸入許可）は簡単に交給される。

一、生産消費その他の諸製品のほとんどが輸入に依存している。

一、風習、嗜好等が日本内地とほぼ同様である。

一、和歌山港から沖縄航路も就航し、その輸送通信連絡等が便利である。

一、現在ガリオア資金が相当出廻つているが、一応打切られた場合には民間輸入がますます増大するものと思われる。

一、取引方法はすべて琉球銀行の信用状によつて行われるため代金回収の点においてメーカー等にとつては、内地取引より有利である。

この見本市を通じて本県産業の実力と優秀な製品並びに優美な紀州の風土を紹介し、更にこれを契機として見本市本来の目的である具体的な取引を成立せしめて、必ず期待に副い得るものと思われる。

農地三法を統合
恒久法農地法施行さる
農地改革の成果の維持が大切

わが国の農地改革は、戦後占領政策の重要な一環としてとり上げられ農村の民主化と農業生産力の発展を目的として進み、ほゞ所期の目的を達成した。然し、これは自作農を急速且つ広汎に創設するという農地改革の第一段階を終つたということであつて、この成果の維持という、極めて困難でしかも重要な事業は、なお、今後の課題として残されている。これを基礎として、更に、発展を図るため、農地調整法」、「自作農創設特別措置法」、「自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令」の三法令を統合して所謂、恒久法として農地法が本年七月十五日に公布となり、今年十月二十一日に施行された。

この法律の目的は、第一条に示すように農地は、その耕作者自ら所有することを、長き適当であると認めて耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護し、その他土地の農業上の利用関係を調整し、もつて耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とを図ることにある。耕作者の地位の安定と農業生産力の増進の目的達成のため本法がとり上げているのは、権利の移動統制、小作権の保護などによる農地関係の調整に止まらず、従来の法律などに規定されていた耕作者の農地の取得の促進、即ち不在地主等の小作地等の強制譲渡や買収、売渡又は未墾地等の買収、売渡をも含んでいるのでこのようにかなり広い内容の目的規定となつているのである。そしてこれらの措置を一貫する基調は所謂中堅自作農主義である。耕作民に自作農としての地位を確立することは単にその私生活の面からばかりでなく社会公共福祉という点から見ても望ましいと考えられる。それは、農村における民主主義の基礎を固め延いては国民経済の発展を期する基礎となるものと考えられるからである。

この法の概要については別項で説明する。

近く漁業信用基金制度創設
漁業金融の円滑化をはかる

漁業金融の円滑をはかるためには、先づ従来最も弱点とされている信用力を高めることが必要である。そこで漁業制度改革に際し交付された漁業権証券を主体に現金を加えて自己資金を確保しこれを信用力として融資を促進するため漁業信用基金制度の創設が去る七月二十二日閣議決定を見、その後水産庁において大蔵省、日銀等と折衝を重ね、早ければ明年一月遅くとも四月から施行できるよう法案の整備を進めている。

この法案は中小漁業者の漁業経営の発展に必要な資金であつて通常の融資が困難なものの融通を円滑にするため漁業信用基金組合が一種務を保証し、且つ政府が漁業信用基金組合の行う債務の保証について漁業責任保険を行う制度を確立し、中小漁業の振興を図らんとするものである。即ちこの法律のねらいは中小漁業者の設備資金運転資金の融通を円滑にならしめるもので通常の融資が困難なものを対象としており通常の金融を受けられるものまでもこの法律に包含するものではない。この法律金融機関と充分連絡をとつておきたい。

中小漁業者とは次にあげる者である。

一、漁業を営む個人
二、漁業を営む漁業協同組合
三、漁業生産組合
四、漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であつてその常時使用する、従事者の数が三百人以下であり且つその使用する漁船の合計トン数が一千トン以下であるもの。（本県内の漁業会社は全部これに該当する。）

以下法案の骨子を説明します。

（漁業信用基金組合を設立する）

漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会（信用漁業協同組合連合会は金融機関であるから除く。）地方公共団体、漁業を営む個人、漁業会社等が出資して県一本の漁業信用基金組合を設立する。この基金組合には特に地方公共団体の出資を要請する。地方公共団体の出資により基金組合の信用力を高め併せて保証能力の増加を期待するものでこの制度の運営に重要な関係をもつので是非これが実現に邁進いたしたい。

出資については一口の金額は五万円以上となつており、出資された漁業権証券は政府において額面金額で買上げられ現金化されることになつている。

（基金組合は組合員の借入金に対し保証する）

基金組合は組合員が金融機関から借入れに際し、保証の要求があつたときには、審査の上保証するそして借入金の年百分の三・六五以内の保証料を徴収する。この保証により融資の促進を図らんとするものである。この保証料により後程述べる保険料の支払及び基金組合の事務費等が賄れる。

なお信務保証の限度は基金出資額の五倍を目途に目下折衝中の模様である。

（基金組合は政府と保険契約を締結する）

基金組合は保証した借入金の額を保険価額とし、保険価格の七割の額を保険金額とし政府と保険契約を締結する。この際基金組合は保険金額の年百分の三以内の保険料を政府に支払うことになる。

なお政府と基金組合との保険契約はその都度契約を締結するのではなく毎年半年毎に枠を定めて実施することになる。

（基金組合は代位弁済をする）

基金組合は組合員が返済期限経過後三ケ月経過してもなお返済できないときは組合員に代つて金融機関に弁済しなければならない。従つてこげつきが多くなると基金組合はすぐに運営できなくなるのでこの点充分留意しなければならないと思う。

基金組合が代位弁済をしたときには、弁済額の七割が保険金として政府より支払われるが三割は基金組合の負担となる。

以上が概要であるがかつて漁業共済基金制度に完全に失敗したという経験を生かし漁業金融打開にはこの新制度に頼る以外に途のないことを充分認識し、漁業金融の確立に邁進しなければならない。

農地、採草放牧地とは（一）

農地法は従来の「農地調整法」、「自作農創設特別措置法」及びこの二つ法律の適用を受ける「土地の譲渡に関する政令」の三法令を統合したものであるが、この法の概要について述べることにする。

権利移動及び転用の制限

権利移動の制限

農地又は採草放牧地（以下農地等という）は自作農に譲渡するように措置し、一定面積（本均三反歩）以下の零細農や、一定面積（本均三町歩）以上の大農その他効率的合理的な経営を期待することのできない者が手に入れるのを未然に防止したものである。

これらの農地等の所有権を移転したり、又はこれらの農地等に地上権、永小作権、賃借権等の使用収益を目的とする権利を設定したりこれを移転するときは、県知事の許可を、又使用貸借による権利、賃借権を設定したり移転するときは市町村農業委員会の許可を受けなければならない。但し次の場合は許可されない。

一、小作地又は小作採草放牧地の[illegible]ようとする場合
二、耕作又は養畜の事業を行う者以外の者が権利を取得しようとする場合
三、権利を取得することにより、その耕作する面積と所有する小作地の面積又は小作採草地の面積の夫々の合計が一定面積（本県では一町九反）をこえる場合
四、権利を取得しようとする者が現に内地本均三反歩未満の経営者である場合
五、措置法や農地法に基いて政府から売り渡され、又は譲渡を受け強制譲渡された農地や採草放牧地を他人に貸しつける場合（但し、止むを得ない事情で一時貸付をする場合は別である。）
六、小作地又は小作採草放牧地を[illegible]賃借したり、質入れしようとする場合（但し止むを得ない事情で一時賃付をする場合を除く。）
七、農業生産力が落ちるというような場合

なお土地改良法による交換分合や土地改用法等による場合には右の許可がいらない。

転用の制限

農地を潰して宅地にするなど、何人にあつても農地以外の目的に供しようとすることを防止するためで、（一）農地を転用するには法定の場合を除き県知事（五千坪をこえる場合には農林大臣）の許可を受けなければならなく、（二）農地等を転用するためその権利を設定又は移転する場合には当事者は法で定められた場合を除き県知事（五千坪以上は農林大臣）の許可を受けなければならないことになつている。

この許可を受けないで行つた行為は無効であつて、法律の保護がないのみならず、違反者は処罰される。

不在地主の小作地等の所有制限と買収

国以外の者は原則として、その居住する市町村の区域外において面積の如何にかゝわらず小作地を所有してはならない。この不在地主の保有禁止の制度は、採草放牧地についてはその性質上やゝ緩和され、隣接市町村にあるものは保有を認められている。次に所謂在村地主も本県では六反歩を超える小作採草地を所有してはならないし、これに抵触するものを解放させる。すなわち次のような措置がとられる。

一、不在地主及び在村地主の所有制限に抵触する小作地又は小作採草放牧地の所有を禁止し、該当する農地等は市町村農業委員会が公示し一定期間に県知の許可を受けて譲渡させる。右の一定期間に他に譲渡しないときは国が買収する。
二、買収される土地の農業上の利用のため必要附帯施設を買収することができる。
三、措置法や農地法に基いて売り渡され又は譲渡を受け強制譲渡された農地等を小作に出したときは国が買収する。
四、農地等について所有者の申出があれば国が買収する。
五、買収の手続として市町村農業委員会の選挙する関係書類に従つて県知事が買収令書を交付する。

農地等の利用関係の調整

小作地等取上の制限

地主の勢力によつて耕作権が安定を欠くときは、小作争議を惹起し小作農が土地改良や永年作物による作付の合理化等を行つて積極的に増産増収を図るのを阻害するので小作農が信義に反した行為をした場合、当該土地の転用、地主の自作を相当とする場合を除き、みだりに小作地等を取上げるのを制限して、耕作権の確立を図る。

一、農地等の引渡があつたときはその後所有権、地上権、永小作権等の物権を取得した第三者に対抗することができる。
二、小作地等の返還要求は契約期間満了の一年前から六ケ月前までにしないと、自動的に前と同じ条件で延長となる。
三、農地等の賃貸借（薪炭林の有償契約を含む）の解除又は解約は県知事の許可を受けなければならない。

小作料の統制

小作料が高きに過ぎると小作農をして生活を苦困ならしめ、農業経営の改善拡大を阻止し、自作農さえも寄生的地主への傾向をとり土地価格を騰貴せしめて農地等を購入する自作農を圧迫して、農業の発展を阻害するので、これを統制する。

すなわち小作料は定額の金納制とし、小作料の最高額は農地の地力等に相応し小作農の経営を安定させることを目的として農林大臣が定める基準に基いて市町村農業委員会が県知事の認可を受けて農地等に改める。この額をこえて支払い若しくは受領してはならないことになつている。

薪炭林等の利用の設定

農民が自家用の薪炭原木や燃料用の枝、落葉等、或は肥料、飼料、敷料用の草を採取することまた耕作の事業に附随して飼育する家畜を放牧することを内容とする土地や、立木の利用権の設定を図り広く農家に利益を享受させることが望ましいが、必要限度を越え、土地の荒廃を来さないように留意する必要がある。

（一）薪炭林等に利用権を設定するにつき、市町村農業委員会の承認を受けて、土地等の所有者と協議することができる、（二）協議不調又は不能のときは、市町村農業委員会の裁定を申請することができる、（三）裁定に不服な者は、県知事に訴願することができると定められている。

水産加工品展示即売会
和歌山市で開催

本県の水産物を普及宣伝し、生産業者の技術の向上をはかるため第三回水産加工品展示即売会が、県と和歌山市共催で十一月二十六日から三十日までの五日間和歌山市丸正百貨店四階催場で開催されることになつた。

会場は県内水産加工品及び参考品展示場、水産加工品即売場、各府県水産名産品及び参考品展示場、水産加工品販売相談所の四部門に分かれ、出品物は魚類製品、魚類缶詰類、調味類、いか製品、えび製品、蟹製品、海藻製品、ねり製品、海藻製品、魚油（鯨油を含む）、水産飼料、肥料、水産皮革、水産肥料等である。

十日県庁で祝賀式

皇太子成年式及び立太子の礼の儀の当日、県庁では祝賀式を挙行した。

荒木副知事の祝辞に続いて、かつて皇太子さまが本県におこしになつたとき案内役をつとめた森人事委員長の謹話があり、謹りに皇太子さまの万才を三唱して閉会した。

統計功労者表彰さる

十一月七日東牟�consecutive郡勝浦町で開かれた昭和二十七年度和歌山県統計協会総会で田辺市の三書氏らの統計功労者十八名が表彰された。表彰された人々は次の通り。

統計功労者

1統計調査員任期員

田辺市　三書滋男
新宮市　鈴木喜雄
伊都郡河根村　杉本博夫
〃　信太村　軒花子
那賀郡王子村　祖本幸信
海草郡川永村　竹田登
有田郡広町　林春雄
日高郡川上村　滝口際
日高郡松原村　雑井俊助
西牟婁郡日置町　上村義夫
〃　有田村　土屋繁男
東牟婁郡阿田町　山本克自

調査員

和歌山市　山下広司
海南市　仁木光隆
那賀郡田中村　吉村常男
海草郡山口村　山本秀吉
有田郡湯浅町　花手啓三
東牟婁郡那智町　数本幹吉

カナダへ二船出帆
温州ミカン

カナダ向け普通温州蜜柑六万二千ケースが四船に分けて海を渡るがその第一船の米国ステートマリン会社のシーボーン号（一万一千トン）が、六日神戸港から四万三千二百二十六ケースを積込んで出帆した。第一船の割当は六万六千四百ケースだつたが生産地に雨が降つたので集荷が遅く、二万三千百七十四ケース不足、この不足分は十日出帆した第二船の十万九千二百ケースとともに送られた。

皇太子殿下の想い出

森慶三

今から丁度四年半前、昭和二十三年の四月、皇太子殿下が御年十六歳、学習院中等科第二学年御修了の春休みを御利用、我が和歌山県下御見学のため御来県遊ばされたことがありました。

当時私は小野知事から奏迎接伴並びに御案内等一切の大役を命ぜられたのでした。

後で承つたのですが、殿下の紀州巡りは陛下の御熱心はお勧めによつたのだそうであります。

皇太子殿下は四月六日の夜東京御出発、翌日から十五日まで県下沿岸各地を御旅行遊ばされたのでありますが、私は大阪駅での御迎えから最後に大阪駅への御見送りまで前後九日間ずつと御身辺近く奉仕する光栄に浴したのであります。

今回めでたく御成年式並びに立太子の礼をお挙げになつたと承り私は過去の光栄の日を今更の如く思い出し、殿下の明るく御健やかな御英姿を当時の情景と共にはつきり瞼の中に写し出して見たいと思うのであります。

皇太子殿下の御生活にはその特別なお立場から、公式な面と自然人一青年としての面との二つがあります。終戦後皇室の御教育方針としても出来るだけ自然人としての御生活を伸ばす様に心掛けられ、学習院における教育にしても成るべく一般の学生並みに寮生活の共同生活もなさるし、御旅行などもつとめて簡単になさる模様でありました。殿下と自身もまたこんな無民的開放的な生活には非常な強い魅力を感じて居られる様であります。

或る時『義宮ちゃんは院よりも街へも出易いし映画なんかも沢山見られて良いね』と仰つたこともあるそうであります。

実際只今のご生活にしても私共から見ると実にお気の毒だともお察しされる所が多いと思われます。ご旅行先などでも今少しく国民大衆からの注視、報道写真班からのカメラ、側近の干渉などから開放し度がして上げられないものかと感ずる次第であります。

併しながら、今日の状況を以てしましても、殿下は恐らく日本皇室始つて以来最初に無民的開放の自由を御味いになられた幸福なお方だといえると思うのでありまして、新日本将来のためにも誠に欲ましいことと祝福せざるを得ないのであります。

最近新聞や雑誌の上で御写真をきれいに分けて堂々たる青年紳士の御様子をして居られますが、本県へお迎えした当時はまだ本当にお可愛らしい丸刈りの坊つちやんという格構でいらつしやいました。

御体格は野育ちの頑丈という程ではありませんが、それでも発育の良い方で、よく均整のとれた立派な体躯は御体であります。

スポーツは大体何でも御上手で水泳では同級生中でのトップ、蹴泳などで外の者がみんな途中で落伍してしまつても最後まで頑張り通される様であります。乗馬術に御堪能なことは昨年の大学部の馬術大会や、最近の第五回全日本馬術大会などで国民周知の通りであります。私はついこの聖皇居へ伺つた際馬術の御指南役の東園さんにお会いしましたら『東宮様は中々思い切りが良いのであんな飛越しなんかでも本気にお出来になるのですよ。』と申されていました。

毎週水曜日とか皇居内の馬場で御練習をなさるそうで、先般私もその写真とか白膠とか初霜などという馬を拝見して参りました。

馬術で御腹を減らされると時々義宮御殿へお立寄りになつて何か有合せの物を召上つたりお風呂を召して行かれるとのことであります。又テニス、ピンポン、将棋、碁など時折義宮様ともなさるそうであります。

殿下はまたとても御健脚で尊山もお好きの様であります。先年私が紀南方面にお供をした時に、那智山や新宮の神倉山の坂道で案内役の私の足が遅いためか殿下は私を追越して身軽くお上りになり、度々上の方から私を顧みられ快活にお笑いになる。これには私も全く熱汗冷汗交々下るという嘆息でした。

男に対する殿下の御体格御健康については本当に心強いと存上げるのであります。

殿下はどちらかといえば御口数の少い方ではありますが、非常に明るく朗かな真摯な御気性で、天晴闊達というか、しかも何ともいえぬ品さを備えた御性格であります。

殿下は海がお好きでありますが、海岸から宇久井神の鼻の大敷網を御見学にお出になつた時の話ですが、沖へ漕ぎ出て見ると波は相当高くふなばたに打ちつける飛沫を時々頭からかぶるという程で仰つて代つて写されたりしましたが、そんな時の御言動は実に明るくきびきびとしていとも朗かな印象を与えられました。

湯川温泉の喜代門にお泊りになつた晩、宿の主人から那智の伝説『一つだたら』のお話を申上げた時、なんか全く話の興味の中に溶け込まれ、おかしい所では大笑いをなさいました。こんな場合全く純真な楽しみを感じさせる訳であります。

殿下はまた御父陛下と御同様研究心が非常にお強く、御旅行中いろいろとお感心せしめられたことがありました。

御見学中御旅館ではその日の御疲れのあるにも拘らず、御夕食後約一時間位地方有識者の御進講を主に地理歴史博物についてお聞きになられました。最初私が栄木侍従と共にその計画を樹てた時、連日というのはどうか隔日の御進講にしようとしていたのでしたが、実際現地に行かれてから殿下の御希望で毎日お聞きになりたいということになり、私は現地で随分まごついたことでありました。

そしてそのお話をお聞きになる殿下の御態度は極めて御熱心で、話の中に少しでもお分りにならない点があるとその場で確められるという調子でありました。一例を申しますと、潮淵でお泊りになられた晩、村長の本松さんが引揚者としてソ聯に抑留された時の話を申上げた。その際『ソ聯当局が来て、家庭に係累の無い者を一ケ所に集めこれに共産思想を吹き込みました。』と申上げたところ、殿下は『そのケイルイというのはどんな事ですか。』と直ぐ質問遊ばされた。寸言片句も聞き漏らされないのであります。

潮淵で思出しましたがこんな事もありました。岡の黒潮館にお泊り願いた日は生憎海荒しかけて、きつぱり良いお魚が獲れなかつた。漸くシオという魚がたつた十尾だけ手に入つたので宿ではそれを色々な料理に使つて御夕食の膳部を整えた。すると後刻『先程のお刺身の魚は何というのか。』との御諚ねがあり、続いて又どんな形か見せて欲しいとの御要望。『実はあの魚は一匹きりでもう外には有りません。』と申上げた所、『それでは裏りの頭でも骨でも……』と御熱心な御要求。これには宿の方でも大いに困つたのです。というのは、その頭も骨も既に砕いてみんなお吸物のダシに使つてしまつていたのであります。仕方なく有りのまゝを申上げて御申訳をしたことでありました。私共は今更の様に深く感激したことであります。

殿下は毎日詳しい日記をお附けになつていられました。当時は更にヴァイニング夫人の言い付けで英文日記もお書きになりました。お泊りの御宿で毎晩遅くまで字引をくりながら骨を折つて居られるのを拝しました。勝浦の鰹の湯で夜遅く侍従方の部屋へお見えになられ『鰤勢つて英語では何というの？字引には無いよ。』とお尋ねになられたこともありました。

白浜の島崎で臨海研究所の宮地内海両博士などから海浜動物の実地指導を受けられた時に御見受した御研究態度などに至つては全く驚嘆そのものでありました。特に弱中に住むヤドカリ、ヒトデなどと御感興殊の外深い御様子に拝されました。

殿下は実に御聰明で物事を判断されるのに非常に正確であらせられます。こういう事がありました。それは木の本の鬼ケ城の御見学を終え新宮へ帰えられる途中の事。この辺りは海浜に沿うた一帯老松の林で、林の中には一面グミの木が密生していますが、あの頃丁度可愛らしい赤い実が一ぱい枝もたわわに熟していました。この辺は景色も良いので一寸御下車御少憩願いていざ出発という直前、側近者ばかりで御人の見ていない場所であつたが、栄木侍従がこの美事なグミの鈴なり一枝を折取つて殿下に差上げようとした。すると殿下はこんなことを言はれた。『栄木侍従がこの美事なグミの鈴なり一枝を折取つて殿下に差上げようとした。すると殿下は一向御喜びにならず『そんな事はどうかと思うね。』と仰つて再び『みんな所有者があるんだよ。』と申されました。で、栄木さんは直ぐ『いや、こゝは国立公園ですよ。』とお答えした所、殿下は『公園ならなお更だね。』と仰つて遂にその枝を御受けになりませんでした。私は傍で聞いていて実に偉大なる教訓だと感銘を深くしたことであります。

殿下は私共の様な者にまで極めて深いおいたわりの御心を示されて御自ら写真を撮影して頂きましたが特に潮淵では御気軽く何度もシャッターを切り直しつゝ記念の撮影をして頂きました。そして後日この分は御帰京後宮内府当局の手を経て御郵送頂きました。

殿下御来県当時小金井の東宮仮御所にお住いになつて居られましたが、その後火災にもお遭いになられ、只今では渋谷の常磐松町にお住いになつて居られます。小金井の仮御所は特別お粗末な建物でありましたが只今の御所は元東伏見宮大妃殿下のお住いで、小さくて古いですが以前よりは立派であります。本年夏私は一度御同じて参りましたが二階には義宮様が時々お泊りになられるお部屋も設けて居られました。

皇室に於かせられては終戦後御一家御団欒の点に特に細心の御注意を払われている様であります。現在両陛下は皇居内の御文庫に、皇太子様は渋谷に、義宮様は皇居内両の丸に、そして内親王様は皇居内本丸の昌竹寮にと四ケ所に御分住になつて居られるのでありますが、毎週土曜の夕方には全部の皇子様皇女様方は両陛下の御膝下にお集りになり賑やかな御団欒を遊ばされる由であります。

又皇太子様と義宮様とは特に御兄弟仲がお睦じく常々と互に御往復遊ばされ一所に御勉強なさつたり御遊びに興じられたりなさる様子。互に先方でそのまゝ御泊りになられたりする御様子であります。

この御立派な皇太子殿下が将来必ずや国民大衆との間に親密な温く且つ強固な結合を完成せられ更に国際関係の上にも偉大光彩を発揮せられるであろうことは私の信じて疑わないところであります。

最後に本県下御旅行中にお詠み

寫眞は昭和二十三年四月皇太子殿下本県へお成りの際
上＝湯川温泉ゆかし潟で舟遊びされる殿下
下＝新宮市佐野の神武天皇戦跡で筆者（右）
の説明をきく殿下（左）

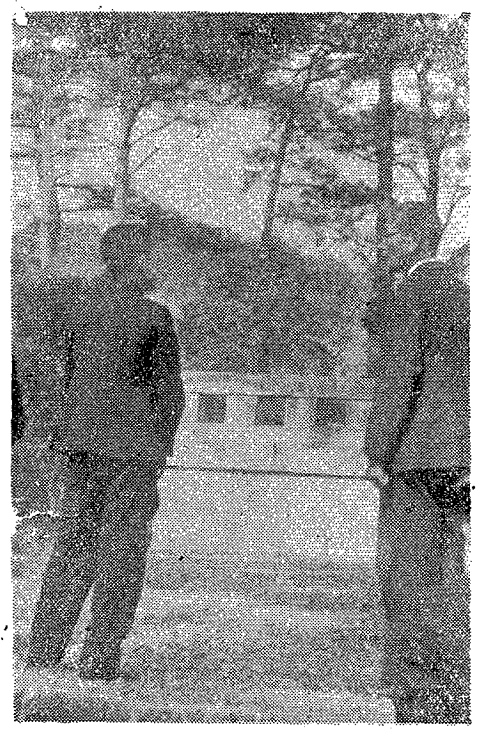

明るくきびきびした殿下
当時は可愛い丸刈りの坊ちゃん

地すべりの現況とその対策（四）

地辷り発生の原因

地辷り発生の要因ともいうべきものは前に概説でもちよつとふれておきましたが、多少の例外を別としてそのほとんどが特種な地層内に発生し、地質的に制約を受けていることは、本県の地辷り地から見ても明らかであります。現在判明している本県の地辷り地から地質上の特徴を拾つてみますと、紀の川北岸は和泉砂岩層と結晶片岩系との接触部又はその近くに接近して発生しており、破砕帯を形成しているいわゆる中央構造線に関連を持つております。奈良県界の隅田村山内から粉河町中津川まで紀の川北岸を縦走点在しているものがこれであります。

亀の川、有田川の周辺に発生しているものは、古生層地帯中いわゆる御荷鉾系破砕地帯に関連し、南部に発生しているものはそのほとんどが中生紀層中第三紀層との地層接触部周辺に生じております。

従つて地辷りをおこすところは地質上、素質的にきまつており、どこにでも発生するというものではないのであります。

次に地辷りを誘発する直接の原因と考えられるものは気象的要素地震等の自然的現象及び人為的作用であります。此の中気象的要素が最も重きをなすもので、気象的原因として考えられるものは、降雨であつてしかもこの中地下へ浸透するもののみが誘発原因となりこれによつて地質が弛緩し、風化が促進されて地辷りを起すことになります。従つて梅雨時の長雨、台風時其他の豪雨等は当然地辷りの原因となるわけです。次に考えられるものは地震等の自然的現象であります。現在地震学は未だ自体が充分明確に解折されていない点があるとその場で確められるという調子でありました。一例を申しますと、潮淵でお泊りになられた晩、村長の本松さんが引揚者としてソ聯に抑留された時の話を申上げた。その際『ソ聯当局が来て、家庭に係累の無い者を一ケ所に集めこれに共産思想を吹き込みました。』と申上げたところ、殿下は『そのケイルイというのはどんな事ですか。』と直ぐ質問遊ばされた。寸言片句も聞き漏らされないのであります。

潮淵で思出しましたがこんな事もありました。岡の黒潮館にお泊り願いた日は生憎海荒しかけて、きつぱり良いお魚が獲れなかつた。漸くシオという魚がたつた十尾だけ手に入つたので宿ではそれを色々な料理に使つて御夕食の膳部を整えた。すると後刻『先程のお刺身の魚は何というのか。』との御諚ねがあり、続いて又どんな形か見せて欲しいとの御要望。『実はあの魚は一匹きりでもう外には有りません。』と申上げた所、『それでは裏りの頭でも骨でも……』と御熱心な御要求。これには宿の方でも大いに困つたのです。というのは、その頭も骨も既に砕いてみんなお吸物のダシに使つてしまつていたのであります。仕方なく有りのまゝを申上げて御申訳をしたことでありました。私共は今更の様に深く感激したことであります。

殿下は毎日詳しい日記をお附けになつていられました。当時は更にヴァイニング夫人の言い付けで英文日記もお書きになりました。お泊りの御宿で毎晩遅くまで字引をくりながら骨を折つて居られるのを拝しました。勝浦の鰹の湯で夜遅く侍従方の部屋へお見えになられ『鰤勢つて英語では何というの？字引には無いよ。』とお尋ねになられたこともありました。

白浜の島崎で臨海研究所の宮地内海両博士などから海浜動物の実地指導を受けられた時に御見受した御研究態度などに至つては全く驚嘆そのものでありました。特に弱中に住むヤドカリ、ヒトデなどと御感興殊の外深い御様子に拝されました。

殿下は実に御聰明で物事を判断されるのに非常に正確であらせられます。こういう事がありました。それは木の本の鬼ケ城の御見学を終え新宮へ帰えられる途中の事。この辺りは海浜に沿うた一帯老松の林で、林の中には一面グミの木が密生していますが、あの頃丁度可愛らしい赤い実が一ぱい枝もたわわに熟していました。この辺は景色も良いので一寸御下車御少憩願いていざ出発という直前、側近者ばかりで御人の見ていない場所であつたが、栄木侍従がこの美事なグミの鈴なり一枝を折取つて殿下に差上げようとした。すると殿下は一向御喜びにならず『そんな事はどうかと思うね。』と仰つて再び『みんな所有者があるんだよ。』と申されました。で、栄木さんは直ぐ『いや、こゝは国立公園ですよ。』とお答えした所、殿下は『公園ならなお更だね。』と仰つて遂にその枝を御受けになりませんでした。私は傍で聞いていて実に偉大なる教訓だと感銘を深くしたことであります。

殿下は私共の様な者にまで極めて深いおいたわりの御心を示されて御自ら写真を撮影して頂きましたが特に潮淵では御気軽く何度もシャッターを切り直しつゝ記念の撮影をして頂きました。そして後日この分は御帰京後宮内府当局の手を経て御郵送頂きました。

殿下は御来県当時小金井の東宮仮御所にお住いになつて居られましたが、その後火災にもお遭いになられ、只今では渋谷の常磐松町にお住いになつて居られます。小金井の仮御所は特別お粗末な建物でありましたが只今の御所は元東伏見宮大妃殿下のお住いで、小さくて古いですが以前よりは立派であります。本年夏私は一度御同じて参りましたが二階には義宮様が時々お泊りになられるお部屋も設けて居られました。

皇室に於かせられては終戦後御一家御団欒の点に特に細心の御注意を払われている様であります。現在両陛下は皇居内の御文庫に、皇太子様は渋谷に、義宮様は皇居内両の丸に、そして内親王様は皇居内本丸の昌竹寮にと四ケ所に御分住になつて居られるのでありますが、毎週土曜の夕方には全部の皇子様皇女様方は両陛下の御膝下にお集りになり賑やかな御団欒を遊ばされる由であります。

又皇太子様と義宮様とは特に御兄弟仲がお睦じく常々と互に御往復遊ばされ一所に御勉強なさつたり御遊びに興じられたりなさる様子。互に先方でそのまゝ御泊りになられたりする御様子であります。

この御立派な皇太子殿下が将来必ずや国民大衆との間に親密な温く且つ強固な結合を完成せられ更に国際関係の上にも偉大光彩を発揮せられるであろうことは私の信じて疑わないところであります。

最後に本県下御旅行中にお詠みになつた御歌二首を書添えておきましょう。

紀州旅行二首

○あかねさす入日を受けて紀の海はむらさき色にかがやきにけり

（四月十一日）

○紀州路をわが越え来れば春深み草部の山に鶯の声きく

（四月十四日）

（筆者は県人事委員長）

地辷り地に於ける調査

どんな自然現象においても因果の法理があるように、地辷りにおいても一体何が因になつてこの地辷りが起つているか、先づ原因を探つて是を取除くことが地辷り防止の根本策と考えるのであります。地辷り発生が様々な素因、動因、或は誘発等の複合的作用の結果として表われていますので、その原因探究の複雑さ、防止の困難さは想像に難くないのであります。

この地辷り現象はまだそれ自体が充分明確に解折されていない（続く上）

次に人為的作用が地辷りの直接原因となるものとしては山林の過伐、開拓事業、鉄道、道路等の建設工事の切取り、盛土、トンネルの掘さく、その他によつて今までの平衡状態が破られて滑動させた例はしばしば見聞するところであります。又水田の存在が地辷り誘発の原因になるのではないかという問題であり、水の漏るような水田では用をなさぬ訳で、おそらく水田ならば水を漏らすような事はないと思われます。これは他の原因によつて地辷りが発生し、そのため水田に亀裂を生じ、これから漏水し滑動を助長し早めたと考えるのが適切かと思います。従つて水田そのものよりむしろ水田へ水を運ぶ用水路等の欠陥を考慮すべきであると考えます。

要するに「地辷り誘発の直接原因として最も大なるものは地下への浸透水である」と云つても決して過言ではありません。

地辷り地に於ける調査

地辷り地が地形的に特異性を持つていますのでこれらの地形的特徴を充分に吞み込んで、調査すべき地辷り地ではこれがどんな状態で現われているかを注意して検討する必要があります。

調査内容は、（1）地形測量、（2）川地湧水等地表水に対する調査（3）流の作用の調査、でこれは特に地測量及び踏査によらねばなりません。

（二）地質の調査

一般的な地質調査を行うわけですが、注意しなければならないことは地辷り地における特質ともいうべき、青粘土、膨潤白土、ベントナイト等の滑剤となつて作用しているものゝ有無については充分注意して調査することが肝要です。

（三）地すべりの状況調査

これは相当長期にわたり現地測定をする必要があり、地辷りの速さ、方向、水平垂直の移動量、時間的変化、深度変化を与える原因探究であります。

（四）地すべり地に於ける土壌の物理的性質

地辷り地の土壌の透水性、含水量、摩擦力、凝集力等を知ることが是非必要であります。

（五）地下構造の調査

地下の構造状況を確実に知ることは仲々困難ですが、地辷りがどんな面に起つているか、すべり面の深度がどの位であるか、すべり面を構成している地層がどうかどんな地質を基礎としているか等を知る必要があります。

（六）地下水の状況

地下に浸透した水が地すべり誘発に極めて重要な役割を持つていますからこの調査は勿論重要であり、その方法は既設の井戸の水位ボーリングに依る方法等であります。

（七）気象状況

雨量、気圧、気温、地温等の観測を行いこれ等の諸要素と地すべりとの関連性を見出すためです。

以上の調査の成果を綜合して、その地すべりが一体どんな原因で滑動しているか、正しく判定してこの原因を除くよう工事の計画を立て始めて地すべりを防止することができるのであります。

（未完）